【10】私的独占・不公正な取引方法②

2017-05-12 私的独占・不公正な取引方法② 競争停止行為

- 垂直的制限(vertical restraint)
 - 取引段階の異なる者同士の合意による制限
 - 競争停止型と他者排除型がある
 - 競争停止型 → 「価格維持効果」
 - 他者排除型 → 「市場閉鎖効果」
 - この授業では他者排除行為のなかで取り上げる
 - 流通取引慣行ガイドライン第1部がカバー
 - 私的独占には触れていないが根拠はない
- 条文
 - 支配型私的独占
 - 不公正な取引方法
 - 2条9項4号
 - 一般指定12項
- 行為要件
 - 2条9項4号が典型を例示、一般指定12項がそれ以外を拾う
 - 諸問題
 - 「販売価格」
 - (非価格拘束は一般指定12項)
 - 安売り広告の禁止は一般指定12項(H22 J&J)
 - 再販売のみを対象
 - 被拘束者が加工する場合は一般指定12項
 - 「商品」
 - 役務価格の拘束は一般指定12項(H15 20世紀FOXジャパン)
 - 2条9項4号か一般指定12項かを問わず、価格拘束なら弊害要件論は同じ
 - ▼配型私的独占にはこのような問題はない
 - 「拘束」「支配」
 - 言葉の乱立
 - 「拘束」「支配」 「制限」
 - 定義
 - 支配
 - 何らかの意味において他の事業者に制約を加え、事業活動に おける自由な決定を奪うこと(S32野田醤油東京高判)
 - 拘束
 - (後出の和光堂最判などをみると上記と同様)

- 諸問題
 - 希望小売価格(流通G案18-19頁)
 - リベート (流通G案47-52頁)
- 熊様
 - 契約は必要なく、経済的不利益によって実効性が確保されていれば足りる(S50和光堂最判)
 - 諸態様(流通G案21-25頁)
- 相手方
 - 不公正な取引方法
 - 取引の相手方であることが要件
 - 頭越しの場合は「実質的に取引相手方」などと説明(例、 H18日産化学工業)
 - 「垂直的制限」という言葉を真に受けて法律に書いてしまった
 - 参考、EUの「垂直的制限」の定義
 - 私的独占
 - 取引関係不要
 - 取引相手方に対する支配(H10パラマウントベッド)
 - 競争者に対する支配(H8医療食)
 - それ以外の者に対する支配(H27福井県経済連)
 - 諸問題
 - 単なる取次ぎ(委託等) (流通G案25-27頁)
- 弊害要件
 - 一応の枠組みとしては全体に共通の総論(流通G案3-17頁)
 - 価格拘束
 - 原則違反(流通G案18頁)
 - 価格拘束が一般指定12項となる場合も同じ
 - 反競争性
 - 価格維持効果(後述)がないものはあり得るが議論は少ない
 - 下当化理由
 - フリーライダー問題(流通G案13-15頁、20頁)
 - 非価格拘束
 - 一般的な考え方
 - 反競争性
 - 価格維持効果(流通G案12-13頁)
 - 正当化理由
 - フリーライダー問題など(流通G案13-16頁)

- 流通G案はあまり体系的でない
 - 反競争性を中心に論ぜられているもの
 - 販売地域制限(流通G案34-38頁)
 - 取引先制限(流通G案38-40頁)
 - 正当化理由(もどき)を中心に論ぜられているもの
 - 販売方法制限(流通G案41-44頁)
- 選択的流通(流通G案40頁)
 - 各種制限行為の手段を名前にしたもの
 - それによって行おうとする制限について議論すれば足りる
- セーフハーバー
 - 20%以下なら「通常」問題とならない
 - セーフハーバー対象でないとされる行為類型も多いが、結局は通常の弊害要件論であり、大した問題ではない
- 因果関係
 - 並行的制限行為(流通G案13頁)
- 応用問題
 - 非係争条項(知的財産G、H20マイクロソフト、審判中クアルコム)
 - 相手方に対して、相手方が保有する知的財産権を行使しないよう拘束
 - 公正競争阻害性がある場合
 - 行為者の検討対象市場における有力な地位の強化につながる場合
 - 取引相手方の研究開発意欲を損なう場合
 - MFN条項
 - アマゾン(?)